

鹿児島にゆかりの女性たち

「昭和鹿児島の紫式部」と讃えられた詩人—藤田文江。

文江は明治41(1908)年9月29日、父正一郎、母ヨ子の長女として生まれた。大正14(1925)年に県立第二高女を卒業後、鹿児島女子師範に入学。一年後卒業し、小学校の教師になるも、赴任先で体調を崩し教職を退く。この頃、二中教諭・七高教授等を歴任した新屋敷幸繁の指導を受け、詩誌「南方樂園」に参加。これにより、文江は詩創作の活動に本格的に関わるようになる。昭和4(1929)年、女流詩人だけで作る詩誌「くれなる」に参加し、注目を引く。のちに自らも「松蘋」「プラタナス」を編集創刊、中央詩壇へ羽ばたくようになる。

幼少の頃から病気がちだった文江は、常に人生や生命について考え、それが詩作にも多々現れている。詩集『夜の聲』の導入部、「夜の聲」「黒いショールの女」「誘惑」は、どこか陰鬱で死の影を落としている。そんな文江も己の死の前には次第に明るくなり、昭和8(1933)年2月、万国婦人子供博覧会に応募した文江の詩が一等当選。その際、鹿児島新聞(後の南日本新聞)が冒頭の賛美の声を寄せたのである。

同年4月24日、文江は急性脾臓炎のために腹部の激痛にみまわれ、駆けつけた母に抱かれて無念の死を遂げた。24歳の若さで急逝し、詩人としての活動は僅か6~7年と短く、全国的に見ても著名ではないにも関わらず、多くの人が彼女を慕い憧れた。文江が持つ高い英知と美貌、そして詩への深い情熱が多くの人を虜にした。

参考文献:「薩摩おごじょ 女たちの夜明け」「詩人 藤田文江~支え合った同時代の詩人たち~」「藤田文江のこと(南日本新聞連載)」「夜の聲」



出典 藤田文江詩集「夜の聲」(風濤社)
詩人
藤田 文江
ふじたふみえ (1908-1933)

? この言葉の意味を 知っていますか?

●改正男女雇用機会均等法

正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」で、1999年(平成11年)に改正施行されている。

また2006年(平成18年)、職場に働く人が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつその能力を十分に発揮することができる職場環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大等を定めた男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正法が成立(2007年(平成19年)4月施行)している。

●セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)

相手を不快にさせる性的な言動のことで、特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。

編集後記

今回は、職業選択とジェンダーについて、その考え方や、鹿児島の事例や現状がどのようにになってきているのか、特集しました。

昨年は、なでしこジャパンの活躍があり、女子サッカーに対する見方も変わりましたが、以前はサッカーといえば男子がやるものという意識が強かったように思います。

性別にとらわれずに自分らしく働いている男女二人の方のインタビュー記事を掲載していますが、最近は、「男性に向いている仕事」「女性に向いている仕事」という考え方についても少しずつ変わっているように思われます。

働きたい人が性別に関わりなく職業を選択し、その能力を十分に発揮することができる社会づくりが、多様性を認める男女共同参画社会に繋がっていくのではないでしょうか。

すてっぴ vol.34

発行／鹿児島市市民局市民部男女共同参画推進課
〒890-0054 鹿児島市荒田1丁目4-1 TEL.099-813-0852
制作／斯文堂株式会社

表紙解説

ハートや花、虹を木に咲かせ、男女共同参画社会の成長を表現しました。幸せそうに暮らす鳥の家族は、男女が支え合って暮らしていく、理想の姿を表現しています。

本冊子は、紙へのリサイクルに適した材料のみ用いて作成しています。

すてっぴ

vol.34

男女共同参画情報誌

発行／鹿児島市男女共同参画推進課
平成24(2012)年3月



特集

職業選択とジェンダー

フロント
インタビュー

実践女子大学教授・
内閣府男女共同参画会議議員
女性と仕事～ジェンダー視点からの考察～

鹿嶋 敬さん